注11　⑷の設備の欄は、「別図（設備系統図）に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。

⑴　ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び⑻から⒂までの欄の機器（⑼タップオフ、⑾電源供給器、⑿保安装置及び⒀受信用光伝送装置を除く。）を記載すること。

⑵　⑴以外の各幹線系統のうち最多段中継増幅の系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び⑻から⒂までの欄の機器（⑾電源供給器、⑿保安装置及び⒀受信用光伝送装置を除く。）並びに幹線及び分配線についての系統を記載し、幹線及び分配線については、機器間のこう長を付記すること。

⑶　⑴及び⑵のそれぞれの幹線系統が含まれる設備については、それぞれの設備系統図を記載すること。

⑷　系統の記載に当たっては、線路の全てについて自ら設置する系統、線路の一部について電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統又は線路の全てについて電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統のそれぞれについて、記載すること。

注12　⑷のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２条第10号から第14号までのいずれかに該当する場合に、「別図（レベルダイヤグラム）に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイヤグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子のレベルの記載に代えることができる。

⑴　ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統については、光送信機からタップオフまでの分岐数が最多となる幹線系統のうち、幹線のこう長が最長となる幹線系統について、ヘッドエンドの光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器並びに⑻から⒂までの欄の機器（⑾電源供給器及び⑿保安装置を除く。）における光レベルのダイヤグラムを記載すること。また、光送信機の相対強度雑音及び光増幅器の雑音指数を付記すること。

⑵　⑴以外の各幹線系統については、設備系統図に記載した機器についてヘッドエンド出力端子からタップオフ出力端子までにおけるレベルのダイヤグラムを次により記載すること。

ア　デジタル有線テレビジョン放送方式による有線一般放送の搬送波の数が２以上の場合は、それぞれのレベルの最高のものと最低のもののみとし、その中心周波数を付記すること。

イ　機器及び線路の定格出力インピーダンスが75オーム以外の場合は、その値を付記すること。

⑶　レベルに関して、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第12条第２項又は第15条第２項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の適用に係る端子を明記すること。

注13　⑸の備考欄には、受信空中線の出力端子とヘッドエンドの入力端子との間に給電線以外の装置が挿入されるときは、その挿入されるものの種類及び損失を記載すること。